

○補助金等に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
4	国の補助金等の臨時特例等に関する法律案	衆	六、二四	付委員会 託会 議委員会 決会 議本会 決議	付委員会 託会 議委員会 決会 議本会 決議	六、三〇 衆本会議趣旨説明 四一八 参本会議趣旨説明
				六、四二 可決 可決 大蔵 修 正 修 正		

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、最近の財政状況、社会経済情勢の推移及び累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、国の補助金等に関する臨時特例等の措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、補助率等の引き下げ（四十四法律）

昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における地方公共団体に対する国の負担又は補助の割合を引

き下げる。

なお、この対象となる地方公共団体に対し、事務事業の執行、財政運営に支障のないよう財政金融上の措置を講ずる。

二、一般財源化（二法律）

地方公共団体の事務事業として同化定着している補助金等を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への振りかえを行う。

三、特別会計への国庫負担金等の繰り入れの特例（三法律）

昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度にお

いて、厚生年金保険事業に係る国庫負担金の繰り入れの特例を定めるとともに、地震再保険、自賠責再保険に係る事務費についての一般会計からの繰り入れは行わないこととする。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」とするなどの修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきまして、補助金等に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は最近における財政状況、社会経済情勢の推移及び累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、国の負担金、補助金等に関する臨時特例等の措置を定めたものであります。

その内容は、第一に、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における地方公共団体に対する国の負担又は補助の割合を引き下げるとともに、その対象となる地方公共団体の運営に支障を生じないよう財政金融上の措置を

講ずること。第二に地方公共団体の事務又は事業として同化定着している補助金及び負担金を整理し、地方公共団体の一般財源措置に振りかえること。第三に昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における厚生年金保険事務等に対する国庫負担の繰り入れの特例を定めること等、四十九項目、四十八本の法律に係る改正を行うものであります。

本法律案は去る一月二十四日、国会に提出され、四月十七日に衆議院から送付されました。

本院においては、補助金等に関する特別委員会を設置し、四月十八日竹下大蔵大臣から趣旨説明を聴取し、四月二十一日より中曽根内閣総理大臣並びに関係大臣等の出席を求め、総括質疑を行つたのを初め、一般質疑、締めくくり総括質疑を行う等慎重かつ熱心に審議を行つてまいりました。その間、四月二十三日地方自治体関係者、学識経験者等六名の参考人の出席を求めて意見聴取と質疑を行いました。

質疑のうち主なものを申し上げますと、まず、本法律案に関する質疑として、法案成立の遅れによる地方自治体への影響と対策、法案の提出時期及び一括化の妥当性と国会審議権の関係、補助金問題検討会報告の問題点、今回引き

下げた補助率の暫定期間経過後の取り扱い、補助率引き下げによる地方自治体への負担転嫁と住民福祉への影響、暫定期間中に見合う財源補てん策、国と地方自治体の役割分担の見直し、年金事業への国庫負担繰入停止と返済計画の策定等の質疑がありました。

次に財政問題に関する質疑として、昭和六十五年度赤字公債脱却の可能性、財政支出の後年度先送り、補正予算の編成、零細補助金の整理、低金利時代に見合つた資金運用部資金の見直し、社会保障特別会計の創設、退職者医療制度による国民健康保険の赤字補てん等について質疑がありました。

さらに、経済問題に関する質疑として、総合経済対策の効果、実質経済成長率四％達成の可能性と根拠、公共事業前倒しと下期事業の確保、経済構造調整研究会報告の性格と政府施策との関連性、経済構造調整による国内への影響、行き過ぎた円高防止策、適正な為替レート実現のための協調介入のあり方、米国経済の動向とドル暴落の可能性等の質疑がありました。

その他、質疑は広範多岐にわたつて行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

四月二十六日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して穂山委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して倉田委員が賛成、公明党・国民会議を代表して中野委員が反対、日本共産党を代表して吉川委員が反対、民社党・国民連合を代表して井上委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案が提出され、多数をもつて当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。